

公益社団法人宮城県獣医師会の福利厚生規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 就業規則第34条に定める職員の福利厚生については本規程による。

第2章 慶弔見舞

(区 分)

第2条 職員の慶事、弔事、病気、災害等に関しては、次のとおりそれぞれ祝金、弔慰金、葬祭費、見舞品及び見舞金を贈る。ただし、勤続満1年以内の者については、会長がこれを定める。

(1) 本人に対する結婚祝金

①祝 金 10,000円

(2) 出産祝金

①子 5,000円

(3) 死亡弔慰金および葬祭費

①本 人 基準内賃金月額

②配偶者 30,000円

③子 10,000円

④その他 5,000円

(4) 病気見舞

職員が負傷または疾病により引き続き7日以上欠勤したときは、次のとおり病気見舞品を贈る。

①公傷あるいは公傷に準ずる場合 10,000円相当の品物

②上記以外の場合 5,000円相当の品物

(5) 災害見舞金

職員が風水害、火災その他不慮の災害に遭遇したときは次のとおり災害見舞金を贈る。

①家屋全損のとき 10,000円

②家屋半損のとき 5,000円

③その他の場合は、理事会の決定による。

第3章 健康診断

(採用時の健康診断)

第3条 職員は、採用後3ヶ月以内に健康診断をうけ、関係法令の規定項目にかかる結果を提出しなければならない。

ただし、採用決定前3ヶ月以内に受診した健康診断における規定項目の結果を提出する

ことによりこれに替えることができる。

- 2 採用時健康診断の項目にかかる費用は、会が支出する。
- 3 就業 3 ヶ月以内の採用時健康診断は、初年度の定期健康診断にかえることとする。

第4条 定期健康診断を毎年実施し、対象は正職員および週当りの所定勤務時間が正職員の4分3以上で1年以上雇用が見込まれる職員とする。

- 2 定期健康診断の必要項目にかかる費用は、会が支出する。
- 3 就業 3 ヶ月以内の採用時健康診断は、初年度の定期健康診断にかえることとする。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。
- 2 この規程を改廃する場合は、職員代表者の意見を聞いて行う。

附 則

- 1 この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。